

議案第14号

甲賀市地域総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市地域総合センター条例の一部を改正する条例

甲賀市地域総合センター条例（平成20年甲賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市大久保教育集会所の項を削る。

別表甲賀市大久保教育集会所の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲賀市地域総合センター条例新旧対照表

改正案				改正前			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 地域総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				第2条 地域総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
(略)				(略)			
甲賀市清和会館		甲賀市土山町北土山2747番地2		甲賀市清和会館		甲賀市土山町北土山2747番地2	
甲賀市大久保教育集会所		甲賀市甲賀町大久保614番地14		甲賀市大久保教育集会所		甲賀市甲賀町大久保614番地14	
(略)				(略)			
(使用料等)				(使用料等)			
第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。				第8条 利用者は、利用許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に掲げる事業で利用する場合は、使用料を徴収しない。			
2 (略)				2 (略)			
別表 (第8条関係)				別表 (第8条関係)			
施設名		1時間当たり金額 (円)		施設名		1時間当たり金額 (円)	
		市内	市外			市内	市外
(略)				(略)			
甲賀市清和会館	大会議室	400	800	甲賀市清和会館	大会議室	400	800
	和室 (1室につき)	200	400		和室 (1室につき)	200	400
	談話室	100	200		談話室	100	200

	ふれあいルーム	200	400
	調理室	200	400
(略)			

備考 (略)

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

	ふれあいルーム	200	400
	調理室	200	400
甲賀市大久保教 育集会所	会議室	<u>100</u>	<u>200</u>
	講話室	<u>100</u>	<u>200</u>
	研修室	<u>200</u>	<u>400</u>
	調理室	<u>100</u>	<u>200</u>
(略)			

備考 (略)